

清水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

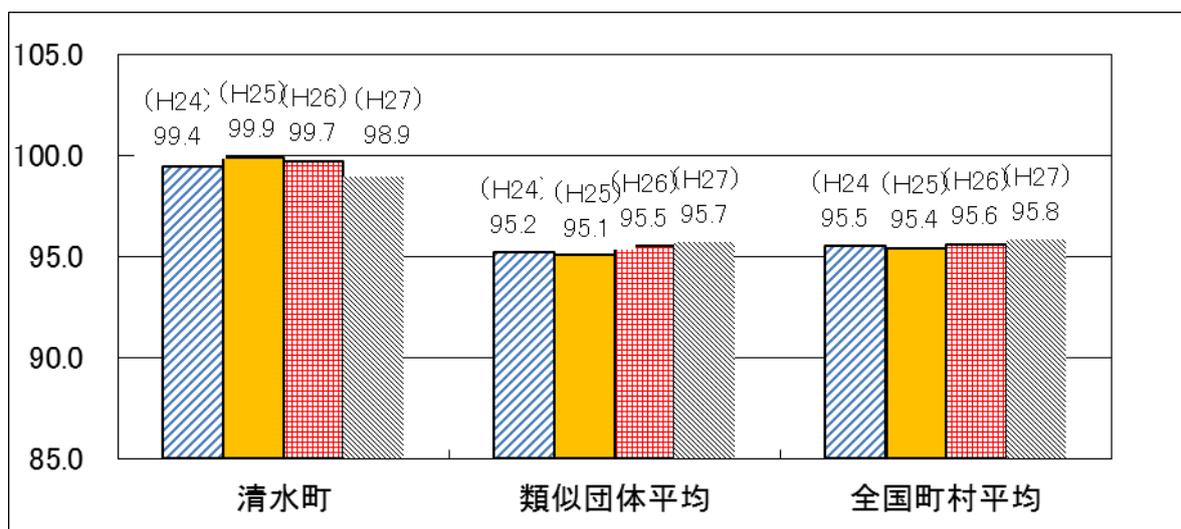
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)25年度 の人件費率
26年度	人 9,896	千円 8,792,487	千円 178,650	千円 1,399,434	% 15.92	% 18.42

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤手当	計 B		
26年度	人 147	千円 592,627	千円 110,411	千円 226,045	千円 929,083	千円 6,320	千円 5,650

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の普通会計に属する職員数である。（教育長除く）
 3 任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））は在職していないため、給与費に含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 27 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
 ② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※本町に人事委員会がないため該当なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日
 (見直し内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 程度引下げ。若年層については、おおむね現状維持とし、高齢層については、平均 4 % 程度の引き下げ。
 なお、激変緩和のため、4 年間 (平成 31 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国に準拠

(6) 特記事項 ※特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
(平成 27 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	44.5 歳	337,533 円	395,003 円	388,034 円
北海道	45.4 歳	331,531 円	399,809 円	375,822 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額(国 ベース)	対応する民間 の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 B	
清水町	歳 49.8	人 4	円 351,050	円 388,438	円 388,812	—	—	—	—
北海道	歳 52.2	人 283	円 337,790	円 369,457	円 360,025	—	—	—	—
国	歳 50.2	人 2,994	円 289,141	円 —	円 328,318	—	—	—	—
類似 団体	歳 50.8	人 4	円 303,696	円 328,292	円 317,840	—	—	—	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清水町	47.3 歳	349,450 円	387,709 円
北海道	43.2 歳	361,351 円	411,351 円
類似団体	40.6 歳	290,394 円	310,152 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	44.0 歳	337,825 円	368,719 円	360,864 円
北海道	—	—	—	—
国	46.7 歳	316,503 円	—	346,447 円
類似団体	43.1 歳	310,571 円	353,942 円	326,006 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		清 水 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	173,166 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	141,708 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,100 円	141,708 円	—
	中学卒	—	—	—
教 育 職	大学卒	174,200 円	193,942 円	—
	高校卒	142,100 円	150,528 円	—
看護・保健職	大学卒	203,400 円	—	—
	高校卒	155,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

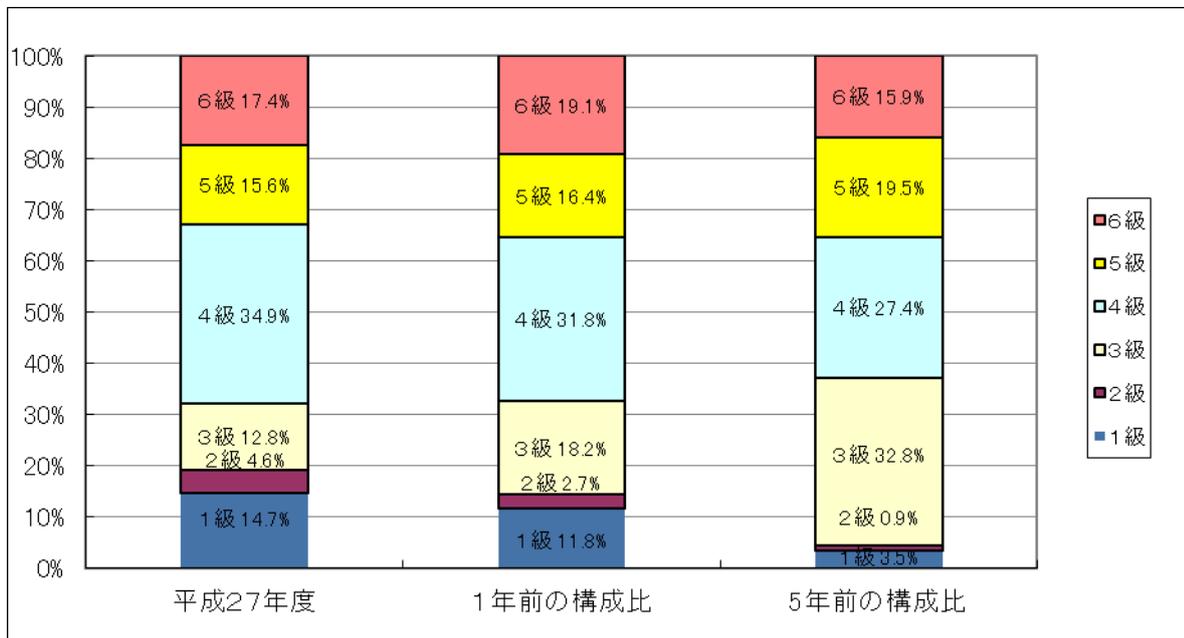
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	382,250 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	361,700 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	328,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、参事	19人	17.4%	315,800円	407,900円
5級	課長、参事、課長補佐	17人	15.6%	285,000円	390,700円
4級	課長補佐、係長、主任	38人	34.9%	258,300円	386,800円
3級	主査	14人	12.8%	223,900円	347,700円
2級	主事	5人	4.6%	187,700円	301,900円
1級	主事、主事補	16人	14.7%	137,600円	244,900円

- (注) 1 地方公務員給与実態調査の一般行政職に該当する職員数であり、清水町給与条例に基づく給料表の級区分による。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

清 水 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,538 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,614 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.45 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合であるが、本町は在職していない。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

実施していない

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

清 水 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) 1人当たり平均支給額 13,827 千円	その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績（26年度決算）	0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）	0 円

(4) 特殊勤務手当

支給実績（26年度決算）	0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）	0 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	27,360 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	268 千円
支給実績（25年度決算）	23,558 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	236 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円（配偶者なしは 11,000円） ③特定期間の加算 5,000円	同		18,763 千円	220,741 円
住居手当	①借家・借間 ・21,000円以下 家賃－10,000円 ・21,000円超 (家賃－21,000)÷2+11,000 円【27,000円限度】 ②持家 15,000円	異	10,000円 超の借家 等居住か ら支給 持家手当 の支給	24,963 千円	211,551 円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～ 12,900円の5区分	異	支給区分 及び支給 額	2,573 千円	83,000 円
管理職手当	①課長職 給料月額×12/100 ②課長補佐職 給料月額×8/100	異	役職ごと に定率で 支給	21,889 千円	486,422 円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380円 ②扶養親族のない世帯主 14,580円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		14,859 千円	101,774 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	584,000 円	870,000 円 /	363,200 円	
	教 育 長	540,000 円	672,100 円 /	405,600 円	
			—	—	
報 酬	議 長	275,000 円	364,000 円 /	220,000 円	
	副 議 長	219,000 円	285,000 円 /	172,000 円	
	議 員	183,000 円	263,000 円 /	143,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(26年度支給割合) 4.1 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 4.45 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	給料月額×在職年数×5.126	14,352,800円	任期ごと	
	教 育 長	給料月額×在職年数×3.234	7,554,624円	任期ごと	
		給料月額×在職年数×2.838	4,597,560円	任期ごと	
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長は1期（3年＝36月）の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

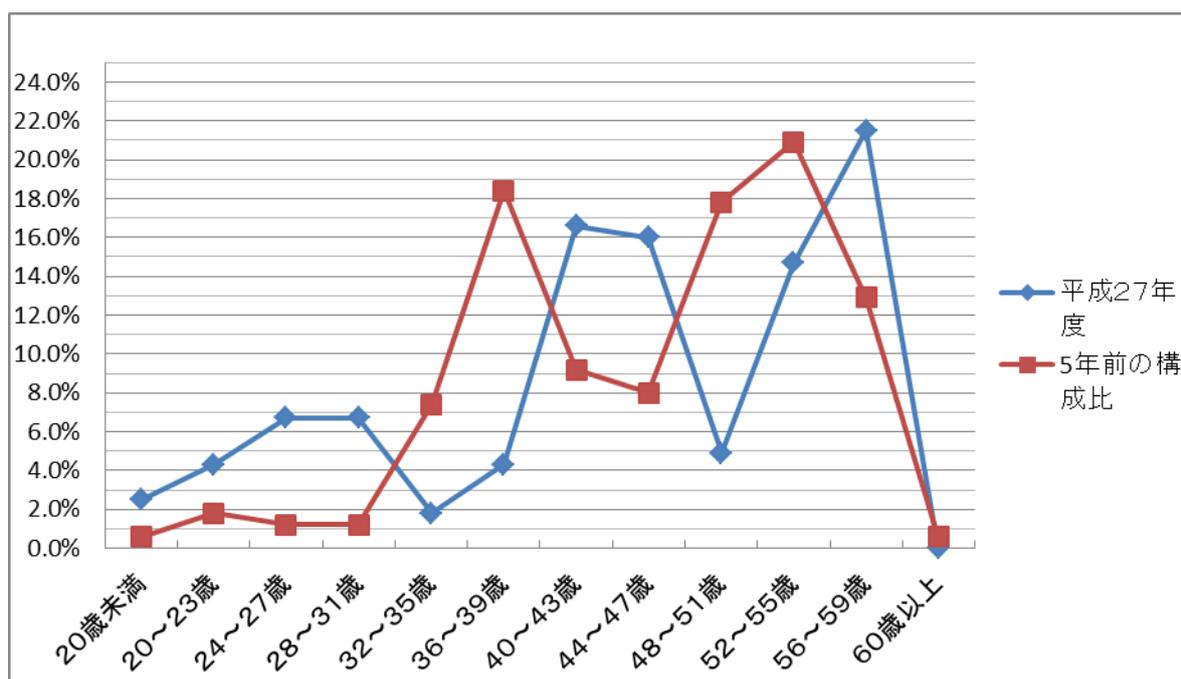
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			26年	27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	地方創生業務担当の増 高年齢者福祉業務担当の減 畜産業務担当の減 観光業務担当の増 建築業務担当の増
		総務企画	33	37	4	
		税 務	8	8	0	
		民生	39	37	△2	
		衛生	11	11	0	
		労働	1	1	0	
農林水産		17	16	△1		
商工		2	3	1		
土木	10	11	1			
	計	124	127	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.33 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 125.10 人)	
	教育部門	24	21	△3	社会教育業務担当の減	
	消防部門	—	—	—		
	小 計	148	148	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 149.56 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.95 人)	
公 営 会 計 部 門	水 道 下 水 そ の 他	3	3	0	介護保険業務担当の増	
		3	3	0		
	8	9	1			
	小 計	14	15	1		
合 計		162 [241]	163 [241]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 164.71 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	7人	11人	11人	3人	7人	27人	26人	8人	24人	35人	0人	163人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		123	121	121	123	124	127	4 (3.2%)
教育		25	25	24	24	23	21	△4 (△16.0%)
普通会計	小計	148	146	145	147	147	148	0 (0.0%)
公営企業等会計		14	14	15	14	14	15	1 (7.1%)
総合計		162	160	160	161	161	163	1 (0.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	113,177	28,425	17,071	15.08	19.78

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	2	9,322	1,421	3,625	14,368	7,184	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項 ※特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
清水町	49.4 歳	387,967 円	532,177 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※支給割合は 4（1）普通会計と同じ

清水町	団体平均
1人あたり平均支給額（26年度）	1人あたり平均支給額（26年度）
1,813 千円	1,484 千円

イ 退職手当 ※支給割合は 4（2）普通会計と同じ

ウ 地域手当 ※支給なし

エ 特殊勤務手当 ※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	0 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	0 千円
支給実績（25年度決算）	55 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	55 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円（配偶者なしは11,000円） ③特定期間の加算 5,000円	同		372 千円	186,000 円
住居手当	① 借家・借間 ・21,000円以下 家賃－10,000円 ・21,000円超 （家賃－21,000）÷2＋11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	同		360 千円	180,000 円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	同		50 千円	50,400 円
管理職手当	①課長職 給料月額×12／100 ②課長補佐職 給料月額×8／100	同		375 千円	375,432 円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380円 ②扶養親族のない世帯主 14,580円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		264 千円	131,900 円